

議 案 第 35 号

松戸市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市総合福祉会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市立のぞみ学園を廃止するため。

松戸市総合福祉会館条例の一部を改正する条例

松戸市総合福祉会館条例（昭和51年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 障害福祉サービス事業所（第11条―第15条）

第3章 母子福祉センター（第16条―第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）」を

「第2章 母子福祉センター（第11条―第13条）

第3章 雑則（第14条・第15条）」に改め

る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2章を削る。

第3章中第16条を第11条とし、第17条を第12条とし、第18条を第13条とし、同章を第2章とする。

第4章中第19条を第14条とし、第20条を第15条とし、同章を第3章とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。